

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	抄	1
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	抄	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	抄	2
○ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）	抄	3
○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）	抄	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号） 抄

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号） 抄

（管区行政評価局等）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 管区行政評価局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5・6（略）

（行政評価事務所）

第二十七条 (略)

2 行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 (略)

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号) 抄

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第七号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

五 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。)の実施状況に関し調査を行うこと。

六・七 (略)

(貯金保険課の所掌事務)

第八十九条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集及び所属保険会社等の事務の代行に係るものに関する事(第八十七条第四号に掲げるものを除く。)

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関する事(第八十七条第四号に掲げるものを除く。)

(行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域)

第三百三十七条 行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

附 則

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 (略)

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二条において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 (略)

○公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十二号) 抄

(都道府県知事等による事務の処理)

- 第一条 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの(次項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。)に対する同法第二条から第九条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。

2 (略)

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号) 抄

(資本金)

第六条 (略)

2 4 (略)

- 5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

